JREU JR東労組千葉地本

２０２６年１０月２５日№１５
ＪＲ東労組千葉地方本部
発行者：中曽根賢次
編集者：情宣担当
ホームページ　http://www.jreu-chiba.jp/

年末手当・27春闘のたたかいに向けて～シリーズ①～

私たちの“要求の根拠”を明確にして、要求満額獲得のたたかいに決起しよう！

①　なぜ要求が“3．7ヶ月”なのか？

昨年度、年末手当の　基準内賃金（平均）が　374，730円
今年の新賃金　役割遂行賃金（平均）が　377，000円
よって、水準が変わらない事から、
2025年度年末手当「3，7カ月」と同水準の要求としています！

②　一律“15万円”要求の根拠

役割遂行賃金の内訳は、「職務能力給」・「業務手当」・「マネジメント手当」で、業務に関するものしか含まれません。
昨年の基準内賃金では、「基本給」「都市手当」「扶養手当」が算出基礎であったため、「都市手当」「扶養手当」が
多く支給されていた方ほど、減額になってしまいます。
・・・よって、　↓（※注：平均額は組合員による賃金実態調査の結果をもとに試算）↓
「住宅手当等（地域額A・B）」の平均が31，400円、
「子供手当」の平均が8，400円と合わせた、
39，800円（31,400円＋8,400円）に
3，7カ月を掛けた額が147，260円となるため、
生活の要素も重視し、切実な生活実感に報いるため
一律に“15万円”要求としています！！

私たちの要求には、“明確な根拠”があり、会社との交渉に臨んでいます！
職場の声を基に要求を掲げ、会社と団体交渉できるのは労働組合だけです！
社友会に団体交渉権はありません！！
いまこそＪＲ東労組に結集し、要求満額をかちとろう！